

令和5年第4回農業委員会総会議事録

令和5年4月18日（火）第4回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員18人

| | | | | | |
|----|-----|-------|---------|-----|-------|
| 会長 | 18番 | 逸見 力士 | 会長職務代理者 | 1番 | 仲田 清志 |
| | 2番 | 小田 正廣 | | 3番 | 宮本 武博 |
| | | | | 4番 | 赤井 勝利 |
| | 5番 | 小川 広文 | | 6番 | 三上 雄二 |
| | | | | 7番 | 倉脇 敏弥 |
| | 8番 | 井藤 孝久 | | 9番 | 藤本 彰 |
| | | | | 10番 | 神山 順一 |
| | 11番 | 宮脇 繁 | | 12番 | 眞壁 勲二 |
| | | | | 13番 | 伊達 修史 |
| | 14番 | 藤川 雅 | | 15番 | 山田 條一 |
| | | | | 16番 | 大原 砂利 |
| | 17番 | 奥津 忠和 | | | |

推進委員10人

| | | | | | | | | |
|--|-----|-------|--|----|--------|--|----|-------|
| | 1番 | 谷岡 收藏 | | 2番 | 眞壁 正司 | | 3番 | 泉 登 |
| | | | | 4番 | 溝尾 美恵子 | | 5番 | 三輪 金樹 |
| | | | | 6番 | 後藤 保夫 | | 7番 | 妹尾 良和 |
| | | | | 8番 | 信谷 昌吾 | | 9番 | 逸見 則夫 |
| | 10番 | 奥津 賢司 | | | | | | |

欠席委員 0人

議事 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項 法務局照会について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

| | | |
|-----------|------|-------|
| 事務局職員（書記） | 事務局長 | 森本 裕子 |
| | 参事 | 谷岡 利典 |
| | 主査 | 赤迫 隆 |
| | 主任 | 真治 将史 |

(開会時刻 午後3時30分)

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森本局長 | 委員の皆様、ご苦労さまです。はじめに、4月1日付の人事異動により、農業畜産振興課長に異動がありましたのでご紹介をさせていただきます。新しく産業部次長兼農業畜産振興課長に藤井次長が配属になりました。それでは、藤井次長より挨拶をお願いします。 |
| 藤井次長 | (挨拶) |
| 森本局長 | 次に、新しい事務局職員を紹介いたします。小林主査の異動に伴いまして真治主任、農業畜産振興課において川添主幹、平田主査の異動に伴い、参事兼耕地係長谷岡参事が事務局参事として、農業畜産振興課赤迫係長が事務局主査として配属になりましたので、よろしくをお願いします。それでは、簡単に挨拶をお願いします。 |
| | (異動者3人挨拶) |
| 森本局長 | 農地中間管理機構の農地集積専門員は引続き大本さんが務められます。次長は他の公務のために、ここで退席させていただきます。それでは、これからの司会を谷岡参事に代わります。 |
| 谷岡参事 | ただいまから新見市農業委員会第4回総会を開催いたします。本日の出席は、28名でございます。最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。 |
| 会 長 | 皆さん、改めましてご苦労様です。先程、紹介がありました異動で新たに配属された皆様には、森本局長の下に十分に実力を発揮していただきまして農業委員会に新風をおこして今以上に進んだ委員会にすることにご尽力をいただくよう、よろしくをお願いします。本日も、よろしくお願いいたします。 |
| 谷岡参事 | 続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、15番山田委員に先導をお願いいたします。 |
| 山田委員 | 「農業委員会憲章」の先導 |
| 谷岡参事 | ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。 |
| 会 長 | それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を |

よろしくお願いいたします。

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番山田委員、17番奥津委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

議案第15号農地法第3条について、3条の申請が6件ございました。1番でございますが、現地確認を4月10日に行っております。場所は菅生、現況地目は田3筆・畑4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、元第2条第5項でありました下限面積の要件は、令和5年4月1日より廃止されております。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番

眞壁委員

12番眞壁です。4月12日に泉推進委員と確認しました。場所は、●●●●●の向いの川向いにありました。現状は数年間耕作されていない面積の小さい山寄せの水田です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、現地確認を4月11日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は畑4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地を耕作意欲ある譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番

三上委員

6番三上です。確認を4月12日に奥津委員、奥津推進委員、私の3名でしました。場所は、哲西町の182号線を東城方面に進み旧JA矢神支所から300m先の旧道に入り2キロ行ったところに●●地区があります。その●●地区に入ってすぐのところにあります。防草シートを貼り、草刈りをされよく管理をされておりました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 真治主任 | <p>次に、3番でございますが、現地確認を4月10日に行っております。場所は、西方、現況地目は 田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は4人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は体力的に耕作することが難しいため、申請地周辺で耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番</p> |
| 倉脇委員 | <p>7番倉脇です。4月16日に溝尾推進委員と2人で現地確認しました。場所は、●●●下の交差点から50m行ったところを左に入り100m先左手にあります。管理されておりました。問題ないと思います。</p> |
| 会 長 | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 真治主任 | <p>次に、4番でございますが、現地確認を4月11日に行っております。場所は、哲多町矢戸、現況地目は 畑1筆でございます。移動の理由は贈</p> |

与による所有権移転、作物は野菜・果樹、作業従事者は4人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢のため耕作することが難しいため、増反を希望している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。

井藤委員

8番井藤です。4月9日、宮脇委員、小川委員、逸見推進委員と私の4名で現地確認しました。場所は、県道33号新見川上線萬歳郵便局の裏にあります。管理されておりイチジクの木が植えてありました。問題ないと思われま

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、5番でございますが、現地確認を4月11日に行っております。場所は、哲多町矢戸、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作

の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢のため耕作することが難しいため、申請地周辺で耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。

井藤委員

8番井藤です。4月9日、宮脇委員、小川委員、逸見推進委員と私の4名で現地確認しました。場所は、県道33号新見川上線の備北バス停●●●を300mあがると、●●●コミュニティーがありそこから300mあがり●●●地区入口の道下の谷にあります。4年前に●●●●番の横にある●●●●番と●●●●番を購入されております。登記を確認したところ●●●●番が残っていたことから今回売買で取得することになりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、6番でございますが、現地確認を4月10日に行っております。場所は、法曾、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当

はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地周辺に居住している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を4月15日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、含翠分館から北西600m先へありました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法第5条について、第5条の申請につきまして5件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を4月10日に行っております。場所は豊永赤馬、現況地目は田1筆でございます。転用目的は盛土材置場の一時転用です。転用理由ですが、令和4年9月27日の豪雨による災害発生土砂について、他に適地がなく申請地を置場とするものです。契約の種類は使用貸借権設定です。工事期間は許可日から令和6年3月31日までです。この申請地は、農振農用地のため一時転用のみ可能です。ただし今回の申請は恒久転用を目的とした一時転用であることから、「露天施設への恒久転用を目的とした一時転用の取り扱いに関する内規」に従い、事前に農地部会に諮っており了承いただいております。また、借受人である新見市からは「3年間使用誓約書」が提出されてお

ります。このことから農地区分と転用目的は問題ないと考えます。本件は、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、市の予算執行によるもので、復旧工事内で実施いたします。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番。

山田委員

15番山田です。4月11日、宮本委員、後藤推進委員と確認いたしました。場所は、●●グラウンドの三叉路の踏切を渡り、南へ10キロ行ったところ右に●●地区があり●●看板の下に申請地があります。この土地は、7～8年まえから荒れておりました。各書類も揃っており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第16号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

続きまして、第2番でございますが、現地確認を4月10日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。転用目的は露天駐車場・資材置場です。転用理由ですが、譲受人管理の社員住宅に駐車場が必要なため、また業務に資材置場が必要なため、申請地に設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年8月1日から令和5年12月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。 |
| 伊達委員 | 13番伊達です。確認を4月15日、逸見会長、三輪推進委員と私で行いました。場所は、旧唐松幼稚園から西方面150m先へありました。以上です。 |
| 会 長 | <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第16号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 真治主任 | 第3番、第4番は同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 |
| 全 員 | 「よろしい」 |
| 真治主任 | では第3番、第4番でございますが、現地確認を4月10日に行っております。場所は正田、現況地目は3番が田1筆、4番が畑2筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年4月20日から令和5年6月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。 |
| 会 長 | この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。 |

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p> |
| 全 員 | 「よろしい。」 |
| 会 長 | <p>諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 森本局長 | <p>今回、新規の貸し付けが9件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番千屋実、田3筆、10年賃貸借、2番豊永赤馬、畑2筆、10年賃貸借、3番豊永赤馬、畑2筆、10年賃貸借、4番大佐大井野、田4筆畑3筆、10年使用貸借、5番神郷油野、田2筆、1年11ヶ月使用貸借、6番哲多町蚊家、田1筆 18年10ヶ月賃貸借、7番哲西町矢田、田2筆、5年使用貸借、8番哲西町矢田、田9筆、4年11ヶ月使用貸借、9番哲西町上神代、田4筆、4年11ヶ月賃貸借となっております。尚、1番、2番、3番、7番は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p> |
| 会 長 | <p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。推進委員2番。</p> |
| 真壁委員 | <p>推進委員2番真壁です。4月9日、小田委員と現地確認しました。場所は、国道180号線沿いの備北バス●●停にありました。耕作者も以前から作られていたようで問題ないと思います。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>続いて、推進委員6番。</p> |

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妹尾委員 | 推進委員 6 番妹尾です。現地確認を 4 月 1 3 日、藤本委員、藤川委員、神山委員、私と行いました。場所は、満奇洞から北方面 3 キロ先●●地区内にありました。2 番の畑は自宅前に、3 番の畑は 3 0 0 m 先●●地内にあります。全てピオーネ畑で綺麗に管理されておりました。問題ないと思います。 |
| 会 長 | 続いて、推進委員 7 番。 |
| 後藤委員 | 推進委員 7 番後藤です。現地確認を 4 月 1 2 日しました。場所は、旧大井野小学校から千屋方面へ進むとと●●宅がありその近くに譲渡人宅があります。農業者年金関係で息子さんに貸付けるものです。この後に再設定で有りますものは、第三者に貸付けされます。よろしく願いいたします。 |
| 会 長 | 推進委員 8 番。 |
| 信谷委員 | 推進委員 8 番信谷です。4 月 9 日に仲田委員、大原委員と現地確認しました。場所は、旧油野小学校の体育館裏と、小学校南側の県道沿いになりました。問題ないと思います。 |
| 会 長 | 続いて、推進委員 9 番 |
| 逸見委員 | 推進委員 9 番逸見です。現地確認を 4 月 9 日、井藤委員、宮脇委員、小川委員、私と行いました。場所は、県道井倉北房哲西線の●●●●交流館から 1 キロ哲西方面先の道沿いに●●●●があります。その反対側に両方の居宅があります。借受人の方の家前に申請地があります。問題ないと思います。 |
| 会 長 | 続いて、推進委員 1 0 番。 |
| 奥津(賢)委員 | 推進委員 1 0 番奥津です。7 番 8 番は同場所です。現地確認を 4 月 1 2 日に、奥津委員、三上委員、私とで行いました。場所は、哲西支局から神郷方面に 1 キロ先へ●●●●●があります。そこの裏表に 7 番 8 番が混在してありました。9 番は、そこから神郷方面へ 5 0 0 m 先左手に中国縦貫道があります。それを抜けると 4 筆ありました。いずれも綺麗に整備され問題ないと思います。 |
| 会 長 | ありがとうございました。事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 |

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第17号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

再設定が9件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

(ありません。)

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第17号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。40分まで休憩といたします。

～ 休憩 ～

会 長

再開いたします。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

法務局照会について、今回2件ございました。1番の場所は新見、確認を3月8日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は平成6年から雑種地となっている、というものです。

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。2番の場所は千屋、確認を3月7日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。 |
| 会 長 | この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。 |
| 倉脇委員 | 7番倉脇です。確認日は3月11日、眞壁委員、溝尾推進委員と行いました。場所は、●●の●●●の国道側に接する土地になります。雑種地となっております。 |
| 会 長 | 2番をお願いします。2番。 |
| 小田委員 | 2番小田です。確認を4月15日、眞壁委員、泉推進委員と行いました。場所は、千屋の●●●●●の下隣です。昭和58年ごろ埋めてスーパーを建てたようです。 |
| 会 長 | 続いて、完了届について、事務局の説明をお願いします。 |
| 森本局長 | 完了届が2件出ています。1番哲多町本郷地内農地法第5条認定こども園建設。2番哲西町矢田地内農地法施行規則第29条農道幅員拡張となっております。以上です。 |
| 会 長 | この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。11番。 |
| 宮脇委員 | 11番宮脇です。4月9日に確認しました。こども園が完成しておりました。 |
| 会 長 | 続いて、6番。 |
| 三上委員 | 6番三上です。4月12日に確認しております。以上です。 |
| 会 長 | ありがとうございました。続いて、転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。 |
| 森本局長 | 転用工事進捗状況報告が1件でております。上熊谷地内農地法第5条の一時転用による木材の保管場所となっております。 |

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。4番。 |
| 赤井委員 | 4番赤井です。契約期間中で問題ありません。 |
| 会 長 | 続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。 |
| 森本局長 | 利用権設定中途解約合意書が3件出ております。1番哲多町宮河内地内、管理の都合により、2番哲西町大野部地内、転貸人の都合により、3番哲西町大野部地内、水管理が不十分の為となっております。以上です。 |
| 会 長 | この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。推進委員9番。 |
| 逸見委員 | 推進委員9番逸見です。水の管理ができなくて解約となりました。 |
| 会 長 | 続いて推進委員10番、お願いします。 |
| 奥津(賢)委員 | 推進委員10番奥津です。2件とも場所の確認はできました。 |
| 会 長 | 続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。 |
| 事務局 | 「ありません。」 |
| 会 長 | 続きまして、その他について事務局から何かありますか。 |
| 森本局長 | 先月の後藤委員の質問にお答えします。税務課に確認しました。農業委員会の資料をもとに現地を確認し修正する。改めて本人への変更申請は提出を求めているとのこと。お手元に賃貸借料の情報、令和5年度スケジュール表、農業委員会活動記録セット、令和4年度に調べていただいた利用状況調査でA判定をされた方の回答等の結果リストをお配りしております。(資料説明) |
| 谷岡参事 | 次回の総会ですが、5月19日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室Cで開催します。また、6月の総会予定は16日金曜日午前9時30分からとなります。よろしくお願いします。 |

| | |
|------|--------------------------------------------|
| 会 長 | 他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。 |
| 仲田代理 | 以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶) |
| | (閉会時刻 午後 17 時 00 分) |

令和5年4月20日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____